日本語指導者雇用助成事業実施要領

１　目　的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒に母国の教育を行う外国人学校（以下、「学校」という。）に対して、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成する事業を実施するために必要な事項を定める。

２　助成対象者

本事業の対象となる学校は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) カリキュラムが形成され、それに基づいた教育が行われていること
(2) カリキュラムが母国の教育内容に準じていること
(3) カリキュラムに週１回以上の日本語教育が組み込まれていること
(4) 愛知県及びその関係団体からの補助金その他の助成を受けていないこと

３　助成内容

学校が雇用する日本語指導者（別表に定める日本語指導者としての条件を満たす者に限る）の経費について、週当たり２５，０００円以内で助成を行う。

ただし、１時限当たりの単価は２，５００円以内とし、また日本語指導を行うための準備に要する時間を週２時限まで含むことができるものとする。

４　認定申請

学校は、認定申請書（様式１）に、学校概要書（様式１－２）、学習カリキュラム（様式１－３）、日本語指導者調査票（様式１－４）、助成金振込依頼書（様式１－５）、日本語指導者としての条件を満たすことを証明する修了証等の写し、預金通帳の見開き頁の写し、学校が作成した全学年の学習カリキュラム（時間割）、当該年度の学校カレンダー及び本国による許可のある外国人学校については許可書の写しを添え、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

５　審査及び認定

協会は、日本語学習支援基金事業審査委員会を開催し、申請について審査の上認定を行う。審査の結果は、認定結果通知書（様式２）により、申請者すべてに通知する。

６　助成の請求及び給付

学校は毎月、日本語指導者の雇用状況を取りまとめ、翌月の１０日までに助成金請求書（様式３）に、以下の書類を添付し、協会に請求できるものとする。

［添付書類］
・領収書の写し（任意様式）
・日本語指導者出勤簿（任意様式）
・児童生徒出席簿（任意様式）
・日本語指導報告書（様式４）

協会は、書類を審査の上、日本語指導者を雇用した月の翌々月の１０日までに学校が指定する口座へ助成金を支払う。なお、振込手数料は学校が負担する。

７　事業内容の変更の届出

学校は、助成金の認定を受けて実施する事業について、申請時から内容の変更があった

場合は、変更の必要が生じた後、速やかに変更届出書（様式５）により協会へ報告するものとする。

８　認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、学校に対し、給付済みの助成金の返還を求めることができる。

⑴ 学校が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
⑵ 学校が、助成金を目的外に使用したとき
⑶ 学校が、事業内容の変更により第２項の要件を満たさなさなくなったとき

附　則

１　この要領は、平成２０年７月３日から施行する。
２　平成２０年度については、４　認定申請の記述中「毎年１月末日までに翌年度の認定申請を行う。」とあるのは、「平成２０年８月２５日までに平成２０年度の認定申請を行う。」とする。
また、６　助成の請求及び給付⑴　日本語指導者の派遣の記述中「年３回（４～７月分は１月末日まで、８～１１月分は６月末日まで、１２～３月分は１０月末日まで)」とあるのは、「年１回（１１～３月分を平成２０年８月２５日まで)」とする。
さらに、⑵ 日本語指導者雇用に係る助成の記述中「年３回（４～７月分は８月１０日まで、８～１１月分は１２月１０日まで、１２～３月分は４月１０日まで)」とあるのは、「年２回（１０～１１月分は１２月１０日まで、１２～３月分は４月１０日まで)」とする。

附　則

１　この要領は、平成２０年１２月２６日から施行する。
２　平成２０年度の認定を受けた外国人学校については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２１年７月１３日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

別　表

日本語指導者としての条件（いずれか一つで可）

①学校、専修学校、各種学校又は外国人学校で、日本語教育若しくは研究に関する業務に２年以上従事した者 ②公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者 ③文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める４２０時間以上の養成講座を修了した者 ④大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目４５単位以上） ⑤大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目２６単位以上）